

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年12月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時51分 散会

付託事件

議案第151号，議案第154号，議案第155号，議案第160号，議案第161号，議案第162号，
議案第167号，議案第173号，議案第176号中第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第151号 水戸市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例
- ② 議案第154号 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第155号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第160号 指定管理者の指定について（水戸市福祉ボランティア会館等）
- ⑤ 議案第161号 指定管理者の指定について（水戸市精神障害者社会復帰施設）
- ⑥ 議案第162号 指定管理者の指定について（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）
- ⑦ 議案第167号 指定管理者の指定について（水戸市立東部図書館等）
- ⑧ 議案第173号 水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事請負契約の締結について
- ⑨ 議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職，氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼
福祉事務局長 横須賀好洋君

福祉事務所
参事兼
子ども課長 柴崎佳子君

福祉事務所 参事兼 福祉指導課長	大久保 克哉 君	福祉総務課長	堀 江 博之 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健一 君
高齢福祉課長	野 口 奈津子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健医療部長	大曾根 明子 君	保健医療部 副部長	田 中 誠一 君
保健所長	土 井 幹雄 君	保健所技監兼 保健衛生課長	前 田 亨 君
保健所参事兼 保健予防課長	小 林 秀一郎 君	保健医療部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健総務課長	小 林 かおり 君	地域保健課長	龍 田 晴美 君
教 育 長	志 田 晴美 君	教 育 部 長	増 子 孝伸 君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋 義孝 君	教育委員会 事務局教育部 参事	菊 池 浩康 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三 宅 修 君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化財 課長	白 石 嘉亮 君	総合教育研究 所 長	春 原 孝政 君
学校管理課長	細 谷 康之 君	学校保健給食 課 長	小 川 佐栄子 君
学校施設課長	和 田 英嗣 君	生涯学習課長	野 澤 昌永 君
放課後児童 課 長	大 和 敦子 君	中央図書館長	松 本 崇 君
総合教育 研究所副所長	湯 澤 康一 君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	---------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第151号ほか8件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第151号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、11月27日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第151号 水戸市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 おはようございます。

それでは、市議会議案第151号 水戸市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

令和2年第4回水戸市議会定例会議案書①、5ページをお開き願います。

あわせて、福祉部障害福祉課提出の議案第151号参考資料を御覧ください。

参考資料の1、改正理由でございますが、就学前の子どもに対する療育の充実を図るため、現在、市立幼稚園3か所で実施している通級指導教室に加えまして、旧五軒幼稚園の施設を活用して教室を増設し、子ども発達支援センターの分室とすることにつきまして、関係規程の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、子ども発達支援センター分室の設置につきまして、条例第3条の2、第4条、あわせて別表を新たに追加するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。ただし、準備行為につきましては、施行日前に行うことができるものといたします。

なお、2ページに条例の新旧対照表を、3ページに参照条文の抜粋を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、4ページに参考資料といたしまして、前回の委員会で御請求がありました他市の就学前の療育指導の状況につきまして、県内の主な市の状況を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第154号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、施行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、続きまして、議案書①、13ページをお開きください。

市議会議案第154号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

詳細につきましては、幼児教育課提出の議案第154号参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、年々園児数が減少している市立幼稚園について、来年度の在園児がいない水戸市立飯富幼稚園と水戸市立稻荷第二幼稚園について、幼稚園を廃止するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、2ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第3中、水戸市立飯富幼稚園と水戸市立稻荷第二幼稚園の項目を削除いたします。

1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日といたします。

続きまして、前回の委員会において請求のありました追加資料について御説明をいたします。

資料3ページをお開きください。

近年、共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や、令和元年10月から実施されました、3、4、5歳児を対象とする幼児教育・保育の無償化などにより、保育所や認定こども園への入園希望者が増加しております。一方で、4、5歳児を対象とする2年保育の市立幼稚園の入園希望者は毎年減少しており、今後さらなる減少が見込まれ、集団保育による学びや保育需要の増大に対応した幼児教育・保育の在り方が課題となっております。あわせて、保育所待機児童の解消に向け、整備を進めてきましたゼロ、1、2歳児を対象とする小規模保育施設からの卒園児の受皿の確保も課題となっております。

これらの課題に対応するため、保護者や幼児教育・保育施設関係者、学識経験者などで組織されました水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会の提言等を踏まえまして、市立幼稚園につきましては、園児数の減少に対応し、入園希望者の推移を見ながら保護者のニーズや地域の実情などを踏まえ、よりよい教育・保育の環境を提供するため、3つの方針に基づき市立幼稚園の再編を進めることといたしました。

主な提言内容につきましては、米印中に書いてあるとおりでございます。

次の、再編方針といたしましては、(1)といたしまして、子どもたちの集団保育による学びの観点や、人的・物的資源を効果的に活用するため、市立幼稚園の再編を図ること。

(2)といたしまして、保育ニーズ等の動向を踏まえまして、幼稚園と保育所のおのおのの機能をあわせ持つ認定こども園への移行を図ること。

(3)といたしまして、発達に何らかの不安があると思われる幼児への個別的な指導を行う体制の充実、強

化を図ること、この3点といたしました。

2の具体的な再編のスケジュールでございますが、(1)といたしまして、保育所と幼稚園の施設が一体となっている、または隣接している稲荷第一幼稚園と内原幼稚園につきましては、令和2年4月1日に幼保連携型認定こども園に移行しております。

(2)といたしまして、小規模保育事業からの卒園児の受皿を見据えまして、3歳児から保育の必要性がある児童も受け入れることができる幼稚園型認定こども園に移行する幼稚園として、石川幼稚園を令和3年4月1日から移行する予定となっております。なお、石川幼稚園の認定こども園への移行につきましては、令和2年第3回定例会において承認をいただいております。今後は、浜田幼稚園と常磐幼稚園についても、幼稚園型認定こども園として移行する予定でございます。

(3)3年保育に移行する幼稚園といたしまして、緑岡幼稚園と酒門幼稚園を予定しております。

(4)施設を廃止する幼稚園といたしまして、令和2年度、園児がいない五軒幼稚園につきましては、令和2年3月31日に廃止といたしました。なお、五軒幼稚園につきましては、子ども発達支援センター分室として今後活用予定でございます。

また、令和3年度、園児のいない飯富幼稚園、稲荷第二幼稚園につきましては、令和3年3月31日廃止予定で、今回の議案として提案しております。

さらに、現在、在園児が少なく4、5歳児を合同で保育する複式学級となっており、集団生活や活動の中で子ども同士が学び合い、育ち合うことができにくくなっている城東幼稚園、千波幼稚園、国田幼稚園、梅が丘幼稚園、妻里幼稚園については、今後廃止の予定となっております。

(5)といたしまして、寿幼稚園、吉田が丘幼稚園、笠原幼稚園、見川幼稚園につきましては、今後も園児数等の推移を注視することとしております。

認定こども園への移行や3年保育の実施に伴い、必要となる人員につきましては、再編等による人的・物的資源を有効に活用し、教育・保育の充実を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第155号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の15ページをお開き願います。

市議会議案第155号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴いまして、国民健康保険税の減額に係る所得基準及び長期譲渡所得に係る課税の特例に関する規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、1点目の国保税の減額に係る所得基準につきましては、地方税法等の改正によりまして、給与所得及び公的年金等所得を算出する際に、収入金額から差し引く給与所得控除額及び公的年金等控除額をそれぞれ10万円引き下げ、所得割額を算出する際に所得金額から控除する基礎控除額を33万円

から43万円に10万円引き上げることとされました。

この改正に伴いまして、給与所得及び公的年金等所得につきましては、基礎控除額を差し引く前の所得額が10万円高くなり、所得金額に応じて判定しております国保税の均等割額及び平等割額の軽減が適用されなくなったり、あるいはこれまでよりも低い軽減割合が適用されてしまったりする場合がございます。このため、給与所得者及び公的年金等所得者が、これまでと同額の収入であれば、同じ軽減割合が適用されるよう、算定方法における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得または公的年金等所得を有する被保険者が2人以上いる世帯につきましては、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えた額とするものでございます。

参考といたしまして、2ページに減額基準の算定方法を記載しておりますので、御覧願います。

初めに、国保税の均等割額及び平等割額の7割軽減の適用につきましては、現行におきましては、世帯の被保険者数の所得の合計額が33万円以下となっておりますが、改正案では43万円以下とするものでございます。ただし、給与所得または公的年金等所得を有する被保険者が複数いる世帯におきましては、さらにこれらの所得を有する者の合計数から1を差し引いた数に10万円を乗じた金額を加算した金額以下の場合に適用するものでございます。

5割軽減につきましては、現行では、世帯の被保険者等の所得の合計額が33万円に、被保険者1人につき28万5,000円を加算した金額以下の場合に適用となりますが、改正案では、43万円に被保険者1人につき28万5,000円を加算した金額以下の場合に適用するものでございます。ただし、給与所得または公的年金等所得を有する被保険者が複数いる世帯におきましては、さらにこれらの所得を有する者の合計数から1を差し引いた額に10万円を乗じた額を加算した金額以下の場合に適用することとするものでございます。

2割軽減につきましては、被保険者1人につき加算する金額が52万円となる以外は、現行、改正案ともに5割軽減と同様の算定方法となるものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、主な改正内容の2点目であります長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、土地の有効活用と地域の活性化等を図るため、所有期間が5年を超えて長期譲渡所得に該当する一定の低未利用土地等の譲渡をした場合には、国保税のうち所得割額の算出根拠となる長期譲渡所得金額から100万円を上限に控除し、負担の軽減を図るものでございます。

3の施行期日は、令和3年1月1日とするものです。ただし、この改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国保税について適用し、令和2年度分までの国保税については、従前のおりとするものでございます。

また、3ページから12ページに新旧対照表を、13ページ及び14ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第160号 指定管理者の指定について（水戸市福祉ボランティア会館等）について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書①の25ページをお開き願います。

市議会議案第160号 指定管理者の指定について（水戸市福祉ボランティア会館等）について御説明いたします。

現在、指定管理者制度を導入しております公の施設につきましては、令和3年3月末で指定管理期間が満了となることから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定をするものでございます。

内容につきましては、お手元に配付してございます福祉総務課、障害福祉課、高齢福祉課提出の議案第160号参考資料により御説明させていただきます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市福祉ボランティア会館、(2)水戸市身体障害者生活支援施設いこいから(9)水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかまでの8つの障害者福祉施設、(10)水戸市いきいき交流センター柳堤荘をはじめとします(16)までの7つのいきいき交流センター、(17)水戸市老人デイサービスセンターあかつか及び(18)水戸市立開江老人ホーム、計18施設でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会でございます。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

なお、前回の委員会におきまして、委員から、公募か非公募かの選定方法についての御意見をいただきました。これら施設の選定方法につきましては非公募でございます。本年2月に開催しました行財政改革調査特別委員会におきまして、令和3年度からの非公募施設としての取扱いについて取り組んでいただき、規定に基づく手続を経まして、今回の御提案とさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第161号 指定管理者の指定について（水戸市精神障害者社会復帰施設）について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①、27ページをお開きください。

あわせて、福祉部障害福祉課提出の議案第161号参考資料を御覧願います。

現在、指定管理者制度を導入している公の施設が、令和3年3月末で指定期間が満了いたしますことから、地方自治法の規定に基づき、令和3年4月1日からの指定について御提案するものでございます。

参考資料1の管理を行わせる公の施設の名称は、水戸市精神障害者社会復帰施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人ひだまり会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第162号 指定管理者の指定について（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①、29ページをお開き願います。

あわせて、福祉部障害福祉課提出の議案第162号参考資料を御覧願います。

この案件につきましても、地方自治法の規定に基づきまして、令和3年4月1日からの指定について御提案するものでございます。

参考資料1の管理を行わせる公の施設の名称は、水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人あけぼの水戸でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第167号 指定管理者の指定について（水戸市立東部図書館等）について、執行部から説明願います。

松本中央図書館長。

○松本中央図書館長 議案書①、43ページをお開き願います。

市議会議案第167号 指定管理者の指定について（水戸市立東部図書館等）について御説明いたします。

あわせて、中央図書館提出資料を御覧願います。

現在の指定管理者の期間が令和3年3月31日で終了することから、指定管理者の指定について提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、東部図書館以下、地区館5館でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、株式会社図書館流通センターでございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

資料裏面を御覧願います。

参考資料として、指定管理者候補者に関する審査結果を掲載しております。

1の候補者として選定した団体につきましては、名称は株式会社図書館流通センター、所在地は東京都文京区大塚3丁目1番1号、代表者は代表取締役、細川博史でございます。なお、図書館流通センターは、現在の指定管理者でございます。

3の主なサービスにつきましては、電子図書館をはじめとする主な実施事業5項目について記載しております。

4の候補者選定の経緯等につきましては、選定方法は公募により行い、応募団体といたしましては、株式会社図書館流通センターと株式会社ジェイエスケイの2団体から申請がございました。候補者の選定につきましては、指定管理者選定委員会において、選定基準に基づき検討した結果、株式会社図書館流通センターを指定管理者候補者として選定したものであります。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第173号 水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①、63ページをお開きください。

市議会議案第173号 水戸市立酒門小学校長寿命化改良（Ⅰ期）工事請負契約の締結につきまして、御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立酒門小学校長寿命化改良（Ⅰ期）工事。

2の契約金額につきましては、3億338万円でございます。

3の契約の相手方につきましては、鈴木良・北島特定建設工事共同企業体で、代表者は、水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役、鈴木勝彦でございます。構成員は代表者のほか、水戸市住吉町141番地の2、有限会社北島工務店、代表取締役、北島博でございます。

次に、詳細につきまして、別紙で配付してございます学校施設課提出の資料で御説明いたします。

3の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積1,565平方メートルの校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策、屋上の防水改修、建具、内装の改修を行います。

次に、5にございます構成員の出資比率につきましては、代表者の株式会社鈴木良工務店が60%、構成員の有限会社北島工務店が40%でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに、2ページの配置図でございますが、図面中央部の校舎、普通教室棟のうちⅠ期工事と記載してございます左半分をグレーで塗り潰した部分が、今回の工事を行う範囲でございます。その下側に、本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございます。

工事車両の動線につきましては、右側の県道から今回対象となる工事エリアまでの動線が、児童や職員、来客などの動線と重複することがございます。警備員等の配置や工事車両の進入時間など、学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページでございますが、校舎の現況図でございます。

続きまして、4ページは、本工事における改修図でございます。本工事で実施いたしますⅠ期工事の範囲は、各階平面図の中央部より左側でございます。完成後、右側のⅡ期工事を予定しております。

続きまして、5ページに立面図、6ページに一般競争入札調書を添付しております。後ほどお目通し願います。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書①の69ページをお開き願います。

市議会議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②の6ページ、7ページをお開き願います。

債務負担行為について御説明いたします。

上から4段目にあります、水戸市福祉ボランティア会館等管理運営に係る債務負担につきましては、

18施設の5年間の指定管理に伴いまして、令和3年度から令和7年度までの委託料に関しまして、限度額を5億6,950万円として債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○平澤障害福祉課長 同じく6ページ、7ページ、上から5段目でございます。

水戸市精神障害者社会復帰施設管理運営に係る債務負担につきましては、5年間の指定に伴い、令和3年度から令和7年度までの委託料に関しまして、5億3,400万円として債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、上から6段目、水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園運営管理に係る債務負担につきましては、同様に、限度額を3億6,260万円といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○松本中央図書館長 続きまして、9段目、水戸市立東部図書館等管理運営に係る債務負担につきましては、議案第167号により提案しております、水戸市立東部図書館等の指定管理者の指定に伴い、その管理委託料につきまして、令和3年度から令和7年度までの期間で1億830万円を限度額として、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第151号 水戸市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、参考資料をつけていただいているので。子ども発達支援センターではゼロ歳から3歳までだったのが、4、5歳も一緒にということになるんですね。

○平澤障害福祉課長 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 このたび、子ども発達支援センター分室の設置ということで、前回御説明いただきまして、そういった子たちが増えているのか、そもそもいたんだけれども、認定されなかったのかという議論は置いておいてですね、そういうところを手厚くしていくと。これができることは当然いいことだと思うんですけども、いわゆるこういった子を対象にした事業所が水戸市内には大変多くあると聞いているんですけども、そういったところと子ども発達支援センターの分室はどういうふうな連携をしていくのかというのは、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

同様のサービスとして、児童発達支援という民間の障害福祉サービスがございます。その児童発達支援に

つきましては、市内の民間事業所が実施しているものでございますが、市内に21か所ございます。そちらは、国の給付費を報酬として受けまして運営している形でございます。利用に当たりますと、お医者さんの意見書ですとか、あるいは臨床心理士の認定等、ある程度障害の受容を保護者の方が行いまして、サービスを利用するような形でございます。当然、福祉サービスでございますので、お子さんの場合ですと、親御さんの収入によりまして一部利用料金が発生してまいります。

今回御提案させていただいております、通級教室を子ども発達支援センターの分室とすることにつきましては、水戸市独自の事業として行っておりますので、仮に障害の受容がまだそこまで至っていない保護者の方につきましても、御相談を受けて御利用いただくことができるような形でございます。

なおかつ、利用料金につきましても、基本的には福祉サービスではございませんので、一部教材費等は実費で御負担いただくんですけれども、それ以外の部分は福祉サービスとしての利用料というのがかからないというような形になりますので、その辺のところですみ分けといいますか、役割分担を行いながら、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ごめんなさい、ちょっとどのタイミングで使うのかというのがちょっと。普通の場合だったら授業を受けて、この授業だけはこっちとか、いろいろな子どもの程度によって変わっていくと思うんですよ。学校が終われば、子どもたちは大体そういった、今課長がおっしゃった事業所に——最近は送迎が多いと聞きますけれども——行くという。この一連の流れが普通だと思うんですけれども、この分室は通級教室の代わりになるということですか。通級教室があるところは……通級教室ですよ。通級教室がないところに、この分室を置いているということ。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 御説明が不足しておりまして、申し訳ございません。

基本的には、通園されているお子様4、5歳児で、ふだんは各幼稚園なり保育所に通園しているんですけれども、そこは別に療育指導を行う形ということで、今まで3園ございましたことば・こころの教室含めて、今度は、五軒幼稚園の跡施設を利用いたしまして1か所増設し、4教室といたします。ですので、通常通っている幼稚園や保育所と日程をあわせていただいて、予約といいますか、通級と調整をするような形で、その日程のときだけは通っていただくというような形でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 私が間違えました。ごめんなさい、あくまでも対象は全て小学校前の方々が行く。だから、幼稚園ないし保育園に通っているの方々が行くということですね。先ほど課長がおっしゃった水戸市には21か所ある云々というのは小学校から……でもないんだ。じゃ、そことどう連携しているんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど21か所と説明いたしましたのは、児童発達支援という就学前のお子様の療育指導を行っているサービス事業所でございます。同じように民間が療育指導を行うサービスを提供している事業所ござい

ます。それとは別に、放課後等デイサービスという事業所は市内に52か所ございまして、こちらは小学校ですとか、特別支援学校に通われているお子さまが、学校が終わられた後、送迎等によりまして、施設に行きまして療育等を受けるというサービスでございます。

児童発達支援は就学前の小さなお子様が対象です。放課後等デイサービス52か所につきましては、小中学校等に在籍する18歳未満のお子様を利用できるようなサービスとなっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 いや、私が聞きたかったのは、21か所ある就学前の民間の事業所に、皆さん行くわけですよ普通。そこと連携はしないんですかということ聞いたんですけども。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 子ども発達支援センターと、その新たに分室をつくる4か所につきましては、障害の認定がまだ済んでいない保護者の方とお子様もいらっしゃいますんで、その後、仮に障害の受容ができました、福祉サービスを使えるということになれば、その21か所の児童発達支援に移っていただくような形も可能でございますので……

○綿引副委員長 医者判断でこういう障害ですよとなった場合には、その民間の事業所に通うし、その前段の相談のところを水戸市がやっているということですよ。

○平澤障害福祉課長 前段として、子ども発達支援センターと通級教室が存在しているという形になります。

○木本委員 なるほどね、それに行く前の段階ということ。分かりました。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

確認なんですけれども、分室は分かったんですけれども、じゃ、就学前のそういった方が行く可能性のある施設が、民間でも水戸市内に21か所あって、就学後だと52か所の民間事業所が水戸市にあるということですよ。かなりの数ですね、分かりました。どういうふうに対応していくかという、これから多分だんだんアップデートしていかなければいけないと思いますのでね、そこはこれからもぜひ注視して行ってください。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今、いろいろ説明ありましたけれども、この施設を利用したいという子どもたちというのは、どのぐらいの数があるんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

現在設置しております通級指導教室——4、5歳児の3園でございますけれども、令和元年度実績で3園合計いたしまして285名のお子様がお利用いただいているような形でございます。ですので、3園あわせましても月1回程度の利用にとどまっている形でございますので、今回1園増園することによりまして、月に2回から3回の御利用をいただく形に持っていければというふうに考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 増加傾向にあるということなんですか、これは。そうすると、今、木本委員からも質問ありましたけれども、民間でもあるということで、今後において市の考えとしては、今回、五軒を追加しましたけれども、さらにやっぱり分室といいますか、そういう施設を増やしていったら、月に2回——参考資料には月2回とか、週1回、週2回なんていうのが書いてありますけれども、これよりも多くしなければならないと、その教室を充実させなくてはならないという考えでいるのかどうか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

通級教室の状況でございますが、10年前に比べまして、利用者が倍増しているような状況でございます。10年前は3か所で月に4回程度の利用が可能でございましたので、現在、3か所で利用者が倍増しておりますことから、月1回程度の利用ということになっておりますので、将来的には、3か所から6か所程度に倍増することによりまして、10年前と同じレベルの月4回程度の利用をいただけるよう、幼稚園の廃園施設等を活用いたしまして、増園していくような考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ、最後に、この五軒幼稚園が廃園になったことに伴って、今回こういう形になったわけですが、これまでも幼稚園廃園になったところがありましたよね、なぜ、この五軒がまず今回の分室としてスタートするのかと。分室という言葉がちょっと捉え方によっては、今までの教室と同じ設備で同じような施設ではなくて、ちょっと簡易的なものを感じる場合もあるので、この内容というのは、今までの3園でやっていた施設と同じようなものかどうかということですか。それをお聞きしたい。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

これまで3園で行ってございました内容と特に大きく変わるところはございません。幼稚園教諭2名に加えまして、新たに言語聴覚士を配置いたしまして、充実をさせていただくような形でございます。これまで教育委員会にございましたことば・こころの教室3園を、福祉部の子ども発達支援センター所管といたしますことから、子ども発達支援センター分室という形で条例上は御提案させていただくような形でございますけれども、実際の教室名といたしましては、それぞれ、たんぼぼ教室ですとか、すぎの子教室ですとか、ひまわり教室ということで、実態的にはそういう運営をしておりますので、新しい分室につきましても、親しみやすい名称を使いながら、運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 言葉の発達に何かこう不安があるというふうに考えている保護者の方がどんどん増えてきているとお話がありまして、それで分室もどんどんというか、少し増やして、昔のように通えるくらいの回数ができるように増やしていくというお話で分かりました。

幼稚園とか保育園が終わってから通級に通わせるというのが、働いている共働きの家庭が増えてくると、そこに通わせるのも大変だったりすることが多いかと思うので、今後は水戸市のいろんな地域にそういう通級教室ができれば、保護者負担も少なくなるのかなと思うんですけども。それも幼稚園の廃園の状況とかを見ながら、分室をつくっていくというような方向性なんですね。

この参考資料をつけていただきまして、別にほかの市町村と比べて水戸市がすごいとか、そういうふうに比較するものでもないと思うんですけども、水戸市が言葉の発達に関してよく見ているんだというのが分かりました。つくば市なんかは、障害福祉課が訪問と巡回をやっているだけなんですね。どんどん子どもが増えているつくば市で、臨床心理士が相談や巡回などだけだということもあるんだというのも分かりました。

こういう通級教室をどんどん広めていって、いろんな年代の方々にも知っていただかなくてはいけない問題だと思います。これをもっと保護者が通級に行くんですと通いやすくするために、職場とかにもどんどん理解してもらうことが大切かなと思うんですけども、そういう連携体制というのは、どういう状況なのかお伺いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

療育指導教室につきましては、特に、企業様に対して周知というのは行ってはいない状況はあるんですけども、現在、子ども発達支援センターにおきましては、発達障害に関する研修等を、広報紙等で周知をしながら年に1回から2回実施しているような状況がございます。今後そういった活動もより充実させていただくことで、周知を広く回り、そのことによって、より御相談いただく、あるいは施設を御利用いただく保護者の方が増えていくような形に向けて、事業を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今、10年前と比較して月1回になってしまったという説明がありましたよね。今回は、空いている五軒幼稚園を有効活用しようと、こういうことで分室が設置されたわけだけでも、まづ二十何か所市内にありますよね。これとマッチングして、これから少し増やしていくという考え方、今さっきちょっと述べたよね。適正は、4回やると成果があつて、1回だと成果が上がらない、こういう感覚なのか。それとも、大体月に何回ぐらい通っていただくと成果が上がるのかどうか。この辺については、何か認識基準がありますか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

お子様の状況によりまして、月に何回程度が正しいという、正式な基準はないですけども、やはり月1回程度ですと、前回やった内容に関して、十分反復して成果につなげていくことができないという状況もございますので、やはり月に2回から3回の指導が必要であるという認識は御提示をいただいております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

そうすると、今のそういう対象者が何人ぐらいいて、そして月3回ぐらいやるためには、どのぐらいの数量が必要だと。それを例えば市内をブロック分けして、通いやすいところに拠点を立てて、分室を立てて指導をしていくと、これが一番理想的だね。

そうすると、水戸として、今の状況の中で何か所ぐらい必要なのか。そして、年次的にどういうふうな計画をしていくのか。それともう一つは、お子さんがそういう対象である——例えば保育園に行っているんだけど、保育士さんが2人つかないとなかなかうまく保育ができない、こういう生徒さんもおいでになる。ところが、なかなか親御さんが認めたくない、現実だね。いや、まだそうじゃないんだ、ただ遅れているだけなんだとか、いろんな形でなかなかそれを認めて通うという状況にならない。そうすると、そういう方たちへの啓蒙活動をね、ただ分室を造っていくというだけではなくて、やっぱり早く手当てしないと。将来こうなるんだという道筋をきちんと、この分室をつくと同時に設置していく。だから1つは、今、課長が言うように月1回では、なかなかちょっとうまく機能していないよと。だからせめて3回くらいは来ていただいて、指導して、それを家庭内でも実施していただきたい。または保育園の中でもやっていただきたい。そういうふうな形の中で進むとすれば、市内にこれから何か所ぐらい必要で、それは年次的に幼稚園の廃園も含めてですけれども。

ただ、そうは言っても、近くに置いたんでは何にもならないと思うんだよ。だから、幼稚園の廃園だけではなくて、ある程度、こういう場所に分室を立てて、そしてそこで対応していくんだという、こういう考え方の下に——たまたま近くに幼稚園があったからそこを使うとかでは、逆に言うに通う人も大変だし、利便性もなかなかうまく機能しないと、このように思うんで、その辺の計画をしっかりと立てて、そして、この分室条例はこれでいいですけども、分室をこれから何か所増やすんだと、トータル的に予算はこのくらい組んでおかないとまずいよねと、こういうふうな将来的な負荷を見据えて計画を立てていただきたいなど。ですから、今回の条例については、非常にいいことだというふうに思いますし、ある程度小まめに訓練とか指導をしていただいて、早くね、できるだけそういう障害の度合いが軽減されるような、そういうふうな対応をしていただければというふうに思っています。

ここには出ていないんですけども、センターと言われているところは、これは例の常磐市民センターの跡地の中ですか。常磐分室というのは、常磐幼稚園の中にあるという、そういう見方でいいんですね。そうすると、市内の幼稚園を活用しているところもあれば、僕は、逆に言ったら、市内の保育園にこういう分室をつくってもいいと思うんですよ。ある程度のバランス的なことを考えればね。ですから、ぜひそういうふうな形の中で、しっかりと進めていただきたいです。答弁は結構です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第151号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第154号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 大きな時代の流れということで、これしようがないんですけども、今回御提出いただいた再編スケジュールがあるんですけども、ここに記載されていない、これ以外の幼稚園というのはあるんです

か。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 公立の幼稚園はこれで全てでございます。

○木本委員 全てですか、分かりました。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、ある程度、日程が書かれているものと書かれていないものがあり、また、(5)は今後注視していくということなんですけれども、ちなみに働いている方々は今後どういうふうな道を歩むんですかね。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

廃園等に伴って先生が余るといふか、そういうのがあるんですけれども、その分につきましては、認定こども園だったり、3年保育になりますとクラスも増やさなくてはなりませんので、その辺につきましては、職員の人数とあわせて計画的に進めてまいりますので、あぶれることはありません。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうすると、施設の廃止ですと、今回はもちろんこの議案にある飯富と稲荷第二。その下の城東、千波、国田、梅が丘、妻里、これはいつぐらいを予定しているのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

今年の2月にお示しいたしました幼稚園の再編計画につきましては、予定としては、再来年度ということになっておりますけれども、実際、今、園児数がかなり減っておりますので、4歳児のほうも受入れがないというような状態でございますので、来年度とか再来年度というような予定でございます。

○木本委員 分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 参考資料を出していただいたので、こちらから聞きますけれども、まず再編スケジュールのほうでちょっと確認したかったんですけれども、飯富幼稚園と稲荷第二幼稚園、今度廃止になるということですから、今現在、何人ぐらいのお子さんがいらしたのか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

現在の在籍の人数でございますが、飯富幼稚園が新5歳児あわせて10人、稲荷第二幼稚園が5歳児が12人でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、稲荷幼稚園のほうは今度卒業したらゼロですよ。飯富幼稚園のほうは、あわせ

てということは4歳児のお子さんはどうなるのかな。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

稲荷第二幼稚園につきましては、4歳児がいませんのでゼロになってしまうんですけども、飯富幼稚園につきましては、現在4歳児が2人在籍しております。1名は外国籍の方で、実際は今年度、国に帰るといふわけだったんですけども、この状況で帰れなくなってしまったということでございます。もう1人につきましては、来年度は国田幼稚園のほうに転園希望を出しております。今回の外国籍の方につきましても、国田幼稚園または近隣の渡里の認定こども園のほうに転園の希望を出しているということであっております。

○鈴木委員長 土田委員、参考資料なのであまり。

○土田委員 分かりました。

前回、五軒幼稚園がいきなり廃止になったときも、2人のお子さんが転園までして廃止になったということで、そもそもこの市立幼稚園を廃止していくことに反対なんですけれども、もう1点だけ、今後予定されている、ここに載っています、城東、千波、国田、梅が丘、妻里につきましては、募集自体は続けていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

来年度の4歳児の募集についてはしておりません。（令和2年12月18日文教福祉委員会で訂正）

現在、昨年2月の時点で地元幼稚園のほうに全部出向きまして、御説明をいたしまして、現在の状況で来年度、今の4歳児がこれだけ減っておりますので、今後減ることが十分考えられるということで、そういったことを御説明いたしまして、来年度4歳児の募集は行いませんということで御了解というか、御説明はしております。

そうしたところ、やはりどうしても少ない人数で幼稚園に行っても、なかなか教育的な保育、集団での社会性を培うとか、そういうことができにくくなっております。その辺のところは保護者の方も十分理解しているので、それでしたらば、もっと園児の多いところに希望を出すということで、その辺のところは了解いただいているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 募集もやめてしまって、どんどんこの幼稚園なくなりますよみたいな状況で入りたがる人はいないと思いますし、そもそも廃止方向ありきというところがちょっと……、意見になってしまうので明日、はい。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、来年の3月に廃園するところは、当然これ募集しないんだらうけれども、この城東、千波、国田、梅が丘、妻里も募集はしてないの。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

城東、千波、梅が丘、妻里につきましては、来年度の募集はしておりません。というのは、やはり現在の4歳児と5歳児をあわせまして、20人以下の複式学級ということになっています。その後の4歳児の受入れが、やはり無償化等の影響で希望がかなり減っているということが、去年の募集の状況でも出ておりますので、現在の4歳児が5歳児に上がって、5歳児が卒園するのを待って廃園ということで御説明をいたしまして、4歳児は募集しておりません。（令和2年12月18日文教福祉委員会で訂正）

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、この今の予定で行けば、令和4年3月31日をもって廃園するところが4園あるということですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

はい、再来年度末の廃園は4園ということで予定しております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 幼稚園の廃園については、需要の問題、それから供給側の経費の問題、いろいろあるかと思えますけれども、やっぱり幼稚園がなくなるということについては、非常に地元にとっては、それなりの覚悟というか寂しさ、そういうものもあるというふうに思っています。民間幼稚園がこれだけ活動したり、また保育事情が幼稚園型から保育園のほうに変わってしまったというようなことで、致し方ない部分があるのかなと思いますけれども、今残っている国田については、私の持論でありますけれども、水戸市初の義務教育学校ということをおやりになったわけですね。その義務教育学校という特色というのは、これから中高一貫とか、小中一貫とかという話がありますけれども、国田の場合には小中一貫をやっている。そして、幼稚園が付随して幼小中一貫と、こういうふうな形の試みをやって、そしてその成果をしっかりと上げていくと、こういうことが大事だと思うんで、この国田幼稚園については、4つの廃園の中でちょうど真ん中に挟まれて、微妙な立場のような形ですけれども、少しそういう部分も考えながらですね、この廃園というものにしていただきたい。

それからもう一つは、残っている部分についてなんですけれども、考え方として、やめるということも大事。しかし、公設民営という、例えば今ある保育園を民間にうまく活用してもらって、逆に言うと、幼稚園でも保育園でも、民間がやると、申し訳ないけれども、知恵もアイデアも皆さん方よりもいっぱい湧くんですよ。だから、皆さん方がやったらできないんだけど、民間がやったらできる事業というのはいっぱいある。市役所は最大のサービス業だから、本当はできなくちゃいけない。だけれどもできないから今、民間委託、指定管理者もこういうことに移動しているわけだよね。それはなぜかという、やはり生産性を上げなくてはならない会社で育った人の考え方と、やっていけばいいところに勤めている人では、意識が全然違う。知恵の湧き方も違う。皆さん方優秀だとは思っただけけれども。生きるため、会社を生かすためのすべというのは、やっぱり民間が持っていると思うんですよ。だから、やっぱり民間の活力を活用した、いわゆる公設民営の考え方というのが、私は選択肢の一つではないかと。複式学級だから廃校になるよということになるとするとだよ、今度はその考え方というのは小学校にも波及してしまう。じゃ、小学校、市内にいくつ

複式学級をやっているところがあるんだと。複式学級をやっているんだけど、何でこんなところ建て替えるのということをやっていることも事実だよ。

だから、皆さん方が今おやりになっているのと、一方、今度は場所を変えて、幼稚園から小学校に変わると、じゃ複式学級でも続けてやるんだよと、こういう考え方になって、複式学級をやっているところについては、閉園するんだという考え方があるんだっつらば、じゃ、小学校もそういうふうになってしまうんですかと。こういうふうな市民不安をあおるようになってしまうので、この辺については十分御配慮をいただいて、そして残る幼稚園については、やっぱり民間委託もしくは公設民営、こういうふうな考え方がやっぱりあっていいのかなというように思っていますんで、その辺もこの教育委員会の中の思考の一つの選択肢として、お考えをいただければ大変ありがたい、このように思っています。答弁はいいです。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 すみません、聞くのを忘れてしまいました。

(4)の城東、千波、国田、梅が丘、妻里幼稚園につきましては、今現在、何人ずついるのか教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

現在の城東幼稚園につきましては17人、千波幼稚園につきましては18人、国田幼稚園につきましては10人、梅が丘幼稚園につきましては20人、妻里幼稚園は17人となっております。なお、先ほどちょっと申し上げたところで、募集停止のところの一部修正がございます。国田幼稚園につきましては、募集停止ではなくて相談を、幼児教育課まで募集についての御相談をしてくださいということで、募集は停止しておりません。修正させていただきます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 その人数の中で、今年卒園してしまう子は何人。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今年度在籍している5歳児でございますので、合計で204人でございます。

[「違う、各園の」と呼ぶ者あり]

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 失礼いたしました。

卒園する児童の人数でございますが、城東が7人、千波が11人、国田が7人、梅が丘が15人、妻里が8人でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第154号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第155号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 この条例についてちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、参考資料で(2)のほうの長期譲渡所得に係る課税特例ということでありまして、これはここに書いてあるように所有者不明土地の発生防止ということで、こういう措置が取られるというふうに理解しているんですけども、一番後ろの参照条文にある租税特別措置法の抜粋のところを見ると、算定するに当たって、この額を出すに当たって、こういう控除を受けることにする場合に、この低未利用土地という判断をどこの場とするのか。

そして、この抜粋のほうを見ると、期限があるわけですね。所有期間が5年を超えるものを令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡する場合、その後利用される場合に限るというふうに書いてあるんですけども。これややもすると、譲渡したんだけど、その後利用したという実績がないと、これは適用にならないということなんだろうというふうに感じているんですけども、そこら辺のところ、説明願えれば。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 田口委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目といたしまして、低未利用土地であるかどうかの判断をどこがするかということでございますが、基本的には市町村がするというように規定されておまして、本市におきましては、生活安全課が、譲渡をした方から提出されました確認申請書等の書類に基づき、判断するということになってございます。

また、2点目の、その後、実際に譲渡後の利用状況等の件でございますけれども、国のほうの判断基準におきましては、その後の利用状況の判断につきましては、低未利用地等の確認書を発行した土地について、現地調査等により利用状況を調整していただくことを一応想定しておりますということで、国のほうの想定の間答には記載してございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、利用する計画であるというような形でも、これは算定のときに該当になるということでしょうか。利用していなければ駄目だということと違うのかどうかということかね。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 申請の段階におきまして、利用することが決まっていれば、該当になるということでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

田口委員。

○田口委員 基準どおりにきちんとやっていれば何の問題もない法的な措置であると思うんですけども、万が一、これが利用できるよというような、いろいろそういう売買に関して影響が出るようではあれなので、なかなかこれ、細かいところまで見る方は少ないかもしれませんが、万が一、相談等があったときには、慎重に対応していただきたいです。そういう感じです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ何らかの形で売買してしまった、それで後から活用がこの期間内に決まったという場合は、これは減免対象なんですか。買うときに決まっていなければ駄目なのかということ。控除になるの、後からじゃ駄目なの。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 袴塚委員の御質問でございますけれども、低未利用土地等特別控除に該当するかどうかにつきましては、該当する場合については、先ほどもお話ししましたように、譲渡を受けた方が生活安全課のほうへ低未利用土地に該当することの申請書とともに、売買契約書、さらには宅地建物取引業者等が記載した譲渡前の利用状況、さらには買主等が記載しました譲渡後の利用用途の内容、これは予定も含めてというか、その中で決定している内容ということになるかと思うんですけれども、そういったものを記載して、書類を提出していただき、生活安全課がそれに基づいて確認書を交付するというような形になってございますので、基本的には確認書を提出した段階において、譲渡後の買主がどのような形で利用するかということが決まっているということが、一つの条件になるかなというふうに考えてございます。

○袴塚委員 じゃ、いいよ。後からじゃだめだってことだよな、要はな。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第155号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第160号 指定管理者の指定について（水戸市福祉ボランティア会館等）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第160号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第161号 指定管理者の指定について（水戸市精神障害者社会復帰施設）について、質疑のある方は発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ指定はいいんですが、もともとこの指定をする際に、公募という形がベターだろうと、こういう論議の中でスタートしているんですよね。環境改善にと何かかという、いろんな形はあろうかと思うんですけれども、まず、非公募でこういう特定の団体にそのまま、公設民営ですからこれやってもらうんだけど、やっぱりこの場合に成果というか、評価、こういうものがしっかりと精査できているということが前提条件だと思うんです。

特に、障害者施設や障害者団体というのはいっぱいあってね、そして公で造ったものを使えるんだったならば、私たちが使いたいというふうな希望があったりするんですよね。ですから、こういうものについては、やっぱりしっかりとね、非公募でやるんだったならば、もう非公募でやるなりにしっかりとした評価、それから成果、それから公平にそれが使われているのか、そういうところの検証をしっかりとやっていただかないと、非公募の意味がなくなってしまうんで、その辺については、十分配慮していただきたいなど。よろしくお願

いします。

○鈴木委員長 御意見ということでよろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第161号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第162号 指定管理者の指定について（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、質問ではないんですけども、議案第160号、161号、162号と3件の参考資料と、説明のときに議案書をお開きくださいと言われて見る文面と、この参考資料と同じことしか書いていなくて、どこが参考資料なのかなと思ってしまったので。袴塚委員の意見とも少し重なるかと思うんですけども、参考資料というならば、もうちょっと何というか、議案書と同じことを書かれて出されても判断のしようがないというか、考えようがないと思うんです。後で出てくる図書館だと、裏面に管理者がどういう団体でどういう経緯でなったとかが書かれています。何か名前だけ書かれてもどういうことなのか、何年ぐらいやっているのかとか、そういった情報が、新しい議員にはさっぱり分からないまま続いてしまうので、もうちょっと丁寧な資料作りをお願いしたいという意見です。

○鈴木委員長 じゃ、今後ともよろしくお願いたします、執行部の皆様。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第162号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第167号 指定管理者の指定について（水戸市立東部図書館等）について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 図書館の指定管理については、5年前に私たちは思い切り反対をしたまま進んだものですが、5年目の切替えということです。まずお聞きしたいのが、5年前の移行のときに、これまで働いていらした市の職員の皆さん、民間のほうにそのまま雇用されるという答弁をいただいていますけれども、実際に5年前の移行時に職員の方たちがそのままいられたのかどうか、その数字的などころも含めて。それと、この5年間でその方たちが継続して働いているのかどうかを教えてください。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

平成28年度に指定管理者制度を導入した際に、図書館において嘱託員とされている職制の職員が19人、指定管理者のほうに移りました。現状、令和2年度におきまして、12人の者がまだ在籍しているようでございます。名簿につきましては、最新のものを備えて提出するように、仕様書で求めていますので、その名前を見て、判断しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう1件、現在、各5館で働いていらっしゃる方の数を教えていただけますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

地区館5館の現在の指定管理者のスタッフが、常勤勤務の者の総数で50名になります。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 5館あわせて50名、そのうち司書の資格を持っていらっしゃる方というのはどのくらいでしょうか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 約8割の者が司書資格を有しております。正確な数字につきましては、ちょっと今、手持ちの資料にございません。申し訳ございません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 あと、もう1点だけお伺いします。

やはり、民間委託になるときの私の大きな心配として、図書館流通センターは書籍の販売会社で、販売会社が一気に5館全部管理するという事で、図書、辞書、資料の購入について、市内の業者から買われる数が減るんじゃないかという心配をしました。そのときの市長さんの答弁では、今までどおり、書籍の購入については、中央図書館が担って、市内の書店からも買っていきますみたいな答弁だったんですけども、この辺は変わりなく、図書館流通センターから一気に仕入れるということではなくやっていたらどうか確認させてください。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 1期目の公募の状況、2期目の公募の状況、同じく中央図書館が資料の収集を担ってまいります。中央図書館では、書籍につきましては、書店商業組合水戸支部を通じての購入が大部分となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 今回新たに5年間また契約を取ったということで、この参考資料で主なサービスについていろいろ記載があるんですけども、今後5年間は長いので、また新たに、この図書館流通センターの新たなサービスというのは何かあるんですか。もしあれば教えていただきたい。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えいたします。

1期目のサービスといたしまして、資料のほうに掲げております主なサービスのうち、上4点につきましては、1期目のサービスにさらに上積みしていくものでございます。最後の調べる学習コンクールにつきま

しては、新たな指定管理者のほうで事業企画するイベントで、図書館の中で調べるテーマを見つけ、図書館の資料を使って調べて、その成果を発表するというようなコンクールの提案となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、電子図書館で現在8,000点提供中。これいわゆる電子書籍の貸出しに力を入れているということによろしいんですかね。私、電子書籍を図書館で借りたことがないんですけども、これはどうやって借りるんですか。こっちもやっぱりタブレットを持っていないといけないのか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

電子書籍につきましては、インターネットを介して資料等の提供を受けるものですから、タブレットやスマホ、またパソコンなどにおいて利用するといったものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、どこかの図書館にアクセスをして、借りたいと言えば自宅から借りられる。そうすると、通常、図書館では、例えば借りたい本があっても、それが貸出中の場合というのがあるじゃないですか、ただ電子図書だと、例えば私が借りていても、ほかの方もそれを同じく借りられるということですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

電子書籍について、まず一般的な話になるんですが、やはり出版社のほうで権利を有しておきまして、どうしても無制限に利用されると、実際の本との兼ね合い等もありますので、例えば、一度に利用できるのは3人までとか、そういうようなものがあります。

〔「制限をかけているんですね」と呼ぶ者あり〕

○松本中央図書館長 はい。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。あと、先ほどの土田委員の関連で図書館流通センターの販売云々ですけれども、実際、もうこれあれですよ、この図書館流通センターは日本全国の図書館を席卷するかのようには相当取っていて、県内でもかなりの数がここの傘下に入っているかと思うんですけども、基本は中央図書館で本を集めるということは、水戸市の財産になるわけですよ。だから、図書館流通センターは県内で幾つか指定を取っているんですけども、そこの本の連携というのはないんですよ。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

購入する書籍につきましては、それは水戸市の財産です。例えば、県内におきまして、図書館流通センターは筑西市でも受託しておりますが、当然、その自治体ごとの財産ですので、行き来というのはございません。ただ、図書館の一般的なサービスとして、相互貸借制度というのがございます。例えば、龍ヶ崎の利用者の方が、水戸市の図書館の資料を相互貸借という形で——逆の場合もあるんですが——お互いに融通

して利用しようという、それは指定管理者とか公の直営だとか関係なく、そういうような制度でございますが、その指定管理者同士内での資料の融通というようなものはございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 今言った図書館流通センターの傘下ではないけれども、図書館同士ではあると言ったじゃないですか。これ電子書籍も含む。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

電子書籍の利用につきましては、水戸市の図書館のカードをお持ちの方が対象のサービスでございますので、例えば、筑西市の方であれば、水戸市に通勤・通学されている場合は除きますが、基本的には水戸市の電子図書館の利用というのはちょっと無理です。

以上です。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 いろいろね、これ、例えば電子化してくるんでね、いろんなサービスの融通性をこれからぜひ、また5年間もやっていくわけですから。その本のいわゆる著作権ないし水戸市としての権利というがあると思うんですけども、今後の時代をぜひ見据えて、図書館のそういった発展——しかし、とにかく多分ここがこれから主流な大手になってくるんでしょうかね、図書館流通センターが。ぜひ、いろんなサービスを導入していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今回のこの審査結果ということで、この参考資料にありますよね。配点というのが非常に気になるんですけども、施設の効用を最大限に発揮というところが応募団体で大きな隔たりがあったり、それから、管理を安定して行う能力というのもやはり隔たりがある。さらには、管理に係る経費の縮減というのには、今回取った図書館流通センターにおいてはゼロ。もうこれ以上、縮減はできないよというものかは分かりませんが、ここら辺のところ、ちょっと大ざっぱでもいいですけども説明もらえますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの審査結果の各項目のところでの御質問かと思えます。御説明させていただきます。

まず、2番の施設の効用を最大限に発揮というところは、基本的な図書館サービス、あと新たなサービスの事業などを採点するところでございますが、今回候補者となっております図書館流通センターにつきましては、この指定管理者という業界の中では、約6割程度のシェアを保っているところで、非常にノウハウや実績もございます。また、新たな事業としても、この資料のほうの主なサービスで掲げているような提案もございました。

もう一つの、今回応募のあった団体は異業種でございますが、図書館の管理運営や委託等についても、一切経験がないというところでもございました。そういったところで、やはりその基本的なサービスや新たな

サービスの提案等について、非常に差がついたところでございます。

3番の管理に係る経費の縮減でございますが、まず、今回の指定管理料の基本となる上限額を設定する際に、この令和2年度——今年度の指定管理料を基にして上限額を設定したものですから、今、この候補者となっております図書館流通センターについては、現在の額に若干消費者物価剰余とかいうのを見たというところもありますが、やはり、今の基本的な運営額を基にして設定したところでありまして、サービスの質を落とさない、さらに上積みをしていくということであれば、削減はちょっと難しかったのかなと。

もう一つの団体のほうにつきましては、2番のほうとの兼ね合いもあるんですが、新たなサービス等についての提案があまりなかったというか、ほとんどなかったというところがありまして、その分のその数字が金額として計上なかったというところから、これだけの差がついているところでもあります。

管理を安定して行う能力といったところにつきましては、先ほどの図書館流通センターは、指定管理者として大きくシェアを持っている話をこちらのほうで報告させていただきましたが、そういった実績や、あとは会社としての経営指標、財務指標のバランスなどのほうでの差がついたところでございます。

あと最後の、市長等が必要と認める要件というところにつきましては、特に、最低賃金に対してどれだけスタッフの中で一番最低の賃金者が差があるかというところで、図書館流通センターのほうで最低賃金に対して上積みが多かったというところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと基本的な考え方だけ言わせていただきますけれども、まず、今の市長が認める案件というのは、これは管理能力の話で、ここに市長が求める案件というのを入れること自体が、何かちょっと紛らわしいと思うんだよね、これね。今、最低賃金が確保されているか、されていないかとかという話だとすればね、やっぱり管理能力の問題になるんで、管理に係る経費の縮減額とか、そういうところの中の一部になってしまうんで、あえて賃金が高いか安いかを市長が認めるなんてことは、まずその条件の中であり得ないというふうに、まず僕はそう思います。一般的な考えで。

それともう一つ、やっぱりこの5館を民間委託、要するに指定管理者にする場合ね、問題なのは中央図書館の機能なんだよ。水戸市が有している中央図書館が、こういう5館に対して、ノウハウとか図書館の在り方とかというものを指導していく。きちんと模範を示して、そしてそれを5館に波及していくと。こういうやり方をしないと中央図書館の意味はありませんよと、こういうことをこの5館を指定管理者にするときに、私は申し上げてきたわけです。

今の館長さんの説明で、自信たっぷりにこう、今回の策定が間違いないというようなことであるんだけど、やっぱり僕の見え方から言えば、もう少し中央図書館というのが優れていると言ったらおかしいけれども、それほどに管理能力というか、進んでいる図書館行政をやっているのかなというような、私自身はちょっと疑義があるんだけど、そういうところをもう一度反省していただいて、やっぱり5館を束ねるのは中央図書館だよと、中央図書館がやっぱりこういうことをやってほしいとか、こういうことをやれとか、そういうような指導をしながら、この5館の管理運営をしていくということをぜひ目指していただきたい。

それがこの指定管理がうまくいく最大の要因だと。だからまず水戸市が、やっぱり水戸市の中央図書館がリーダーシップを発揮しないと、やっぱりそれは委託されるほうはさ、どんどん商業ベースになっていってしまう。こういうこともあるんで、その辺については、しっかりと管理運営をしていただきたいと。意見だけでいいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第167号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第173号 水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 この長寿命化というのは、今、各学校で順次進められている。今回の議案は、酒門小学校ということでもありますけれども、この工事の配置図等を見ますと、工事車両の動線、さらには子どもたちが通学するところがちょうど同じようなところがあるんじゃないかなというような気がしますので、それから、この道路にしてもそんなに広い道路ではないような気がするんです。学校自体が結構大きいので、工事もかなり大きな工事になるのかなという気がしますので、ぜひ安全対策には十分注意されたいということをお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっとお聞きしたいのは、工事が始まるとして、どのくらいの期間でできる工事なんでしょうか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問、工期の件かと思うんですが、今回のI期工事につきましては、来年の1月から9月を工期として予定しております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第173号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 この委員会に関わるのが4つあるんだけど、これ年間幾らで、掛ける5年間でこの数字なんでしょうか。議案書②、6、7ページなんですけれども、福祉ボランティア会館等、それから精神障害者社会復帰施設、重症心身障害児（者）通園施設、それからもう一つが東部図書館等。これは5年間の負担行為なので、年間幾ら掛ける5年でこういうふうな数字になったということなのか、そこんところだけ、どなたか代表して。すみません。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

債務負担の額でございますが、まず算出方法がございまして、令和2年度の現在の契約額を人件費や物件費等に分けまして、それぞれ過去の実績を踏まえて、1年当たり人件費であれば0.2%、物件費であれば0.4%の上昇を見込みまして、それぞれの年度の額を、それぞれの施設で出しております。ですので、例えば、水戸市福祉ボランティア会館等管理運営に係る債務負担額、令和3年度から令和7年度まで、56億5,950万円でございますが、年度の内訳で申し上げますと、令和3年度であれば11億2,790万円になると、そこから先ほどの算出方法によって微増で、合計としましては、先ほどの56億ということになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 こういう大変コロナ禍の中で予算が逼迫する状況がございまして。付加的要因が0.2%ぐらい乗せていこうとしているんだと、こういう説明だったんだけど、果たしてこの時期にそんなに経費が伸びるのかなということもあるんで。

一つお願いがあるのは委員長ね、5年間の一覧みたいなのをちょっと作っていただきたいと。それからもう一つは、これは意見で結構ですけども、ぜひこういう状況なんで、お互いここ3年ぐらい、おそらく景気が元に戻るということはないと思うんですよ。どこでもやっぱり苦しい状況があるんで。今おっしゃられたように、標準的にも上がっていくんだという考え方から、やっぱり市民の血税ですから、いかに節約しながら公共の、いわゆる安心、安全、それから安心してそこに行ける、そういう施設づくりを目指していただくかというようなことを、ぜひ心がけていただきたい。債務負担行為を取ってしまうと、どうしても満額使うような形になってしまうんだよ。だから、これは認めますけれども、ぜひこの4つの債務負担行為についてはそういうふうな年間の管理の仕方をして、有効な活用を図っていただきたいというふうに思います。すみません、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 それでは、今の御意見は受け止めていただけたらと思います。あとは、それぞれの年度の一覧表、それについては資料として求めたいと思うんですが、議員の皆様いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、資料のほうよろしくお願いたします。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、私も議案書②の6ページで、1点だけお聞きします。

東部図書館等の予算ですね、この12億830万円というのは、これまでの5年間の委託料と比較して上がっているのか、下がっているのか、変わらないのか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

先ほど、債務負担の考え方については答えが別にあったところですので、それを踏まえて申し上げますと、今年度の指定管理料を基にして計算したのに対して0.2%や0.4%の上昇ということがございましたが、それを踏まえていきますと約1,100万円程度の増額となっております。

〔「5年間で」と呼ぶ者あり〕

○松本中央図書館長 5年間です。5年間で1,100万円程度です。1年間ですと200万円ぐらいです。以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第176号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは本日の……

○袴塚委員 委員長、ちょっといい。終わる前に。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 大変突然で申し訳ありませんけれども、コロナウイルスがこれだけほかのところで蔓延して、水戸市でも大変な状況が、恐らく今あるのかなと。現在の状況をですね、ちょっとお話を——突然で申し訳ありませんけれども、今日は議会中ですからその他はないということはよく分かっているんですが、市民の健康の問題でもありますんで、今日でなければ明日の最後にも、今の水戸市の状況だけちょっと教えていただければ。ぽつぽつしか出ていないというのは、私どももフィードバックいただいていますからよく分かるんですが、年末年始を控えて、議会が終わってしまうと、なかなか私たちも今の状況を把握することができなくなりますんで、明日でも結構ですから、ちょっとそういうふうなお話を御説明いただく、これ本当は異例なんですけれども、申し訳ありませんけれども、そういうのをちょっと入れていただければありがたいなと思っております。皆さんにお諮りをさせていただいて、もしよろしければ、明日でも説明をいただければというふうに思います。

○鈴木委員長 今、袴塚委員さんのほうから御要望がありましたけれども、今ちょっと非常事態というところもございますので……

○田口委員 委員長、ちょっと。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 袴塚委員の関連なんですけれども、もし説明とか資料等という場合に、ここ直近の検査数もし分かればいただきたい。検査数に対してどのぐらい増えているかということもちょっと知りたい部分があるので、そのとき一緒にできればお願いをしたいと思います。

○鈴木委員長 じゃ、まずちょっとお諮りをさせていただきたいと思うんですが、皆様いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○鈴木委員長 よろしいですか、はい。

執行部の皆様も明日のほうがよくいでしょうか。

〔「明日でいいですよ」と呼ぶ声あり〕

○鈴木委員長 じゃ、今、田口委員さんからもありました、検査数も含めての現状についての御説明をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでございました。

午前11時51分 散会